



## インドにおける特許発明の実施報告制度の概要 ～近時の改正を踏まえて～

### ■はじめに

インドでは、国内における特許発明の適切な実施を促進するため、特許権者やライセンサーに対し、定期的にインド国内での実施状況の報告を義務付けています。近時、この報告義務が一部緩和され、法律事務所にも、様々な相談が持ちこまれています。本稿では、この実施報告制度について、改正内容とともに概説します。

### ■実施報告制度の概要

インドでは、1970年に成立した特許法に基づき、全ての特許権者及び実施権者（ライセンサーやサブライセンサー）は、毎年、特定の様式に沿って、国内における特許発明の商業的な実施状況を報告する義務があります。従前は、旧様式に従い、特許毎に、①インド国内での実施の有無及び不実施の理由、②実施（製造及び輸入）された特許製品の数量及び価格（quantum and value）、③ライセンス及びサブライセンスの情報、④適正な価格により公衆の需要を満たしていることの陳述等の記載が求められました。

提出された情報は、特許庁が公開することができ、また、報告義務に違反した場合、罰則の対象にもなります。

### ■旧様式の問題点

旧様式による実施報告においては、約7割の有効な特許について実施報告書が提出されていましたが、①販売数等、通常公開を予定していない秘密情報の提供を求められること、②ガイドラインが存在せず、各項目の記載方法が不明確であること、③一製品に多数

の特許が組み込まれている分野（電機分野等）においては、特許毎の特許製品の製造数量や価格を正確に算定することが極めて困難であることなどの問題点が指摘されていました。

また、国内で実施されていないとみなされた場合、強制実施権の発動要件の一つである「特許発明がインド国内で実施されていないこと」（インド特許法84条1項）を充足し、強制実施権が発動される可能性もある点にも注意が必要です。インドでは、2012年にがん治療薬に関する特許につき、強制実施権が発動された実績があります。

このように、特許権者やライセンサーにとっては、旧様式の求めに応じて、自社の秘密情報に配慮しつつ、正確な情報を報告することは、大きな負担となっていました。

### ■新様式への変更

旧様式による実施報告制度に対する様々な批判を受け、インド商工省は、2020年10月、特許規則を改正し、新たな様式（新様式。図参照）による実施報告書の提出を求めることに変更しました。新様式における主要な変更点は、以下の通りです（表参照）。

#### (1) 各報告書における特許数

旧様式では、特許毎に別々の報告書を作成する必要がありましたが、新様式では、関連する複数の特許について、まとめて1つの報告書を作成すれば足りることになりました。

#### (2) 製造数量及び価格等に関する情報

旧様式では、製造又は輸入した特許製品の数量及び価格を記載する必要がありましたが、新様式では、概算の収益／価値（Approximate revenue/value）を記載すれば足

りることとなりました。なお、実施している場合はその態様、また、実施されていない場合はその理由を、各々500語以内で記載する必要があります。

### (3) 実施権者に関する情報

旧様式では、特許権者に実施権（ライセンス及びサブライセンス）の情報の記載を求めていましたが、新様式では不要となりました。なお、実施権者にも報告義務がある点は、旧様式と同様です。

### (4) 公衆の需要に関する情報

旧様式では、適正な価格で公衆の需要を満たしていることの陳述が求められましたが、新様式では、この点の記載が不要となりました。

【図】新様式

**FORM 27**  
THE PATENTS ACT, 1970  
(39 of 1970)  
AND  
THE PATENTS RULES, 2003

No Fee

**STATEMENT REGARDING THE WORKING OF PATENTED INVENTION(S) ON A COMMERCIAL SCALE IN INDIA**  
(See section 146(2) and rule 131(1))

1. Insert name, address, nationality, patent number(s).	I, We, the Patentee(s) / Licensee _____, in respect of patent number(s) _____, furnish this statement. <small>(Explanation: One form may be filed in respect of multiple patents, provided all of them are related patents, wherein the approximate revenue / value accrued from a particular patented invention cannot be derived separately from the approximate revenue value accrued from related patents, and all such patents are granted to the same patentee(s)).</small>		
2. State the financial year to which the statement relates.	_____		
3. Worked / not worked. Please state whether each patent in respect of which this form is being filed is worked or not worked.	Patent Number(s)	Worked [Tick (X) if applicable]	Not worked [Tick (X) if applicable]
4. If worked.	(a) Approximate revenue / value accrued in India to the patentee(s) / licensee Furnishing the statement from patent number(s) where the working is through: (1) Manufacturing in India ... (in INR)   (2) Importing into India ... (in INR) (b) Brief in respect of (a) above (maximum 500 words)		
5. If not worked.	Reasons for not working the patented invention(s) and steps being taken for working of the invention(s). (maximum 500 words) The facts and matters stated above are true to the best of my / our knowledge, information and belief. Dated this _____ day of 20....		
6. To be signed by Patentee(s) / Licensee / Authorised Agent furnishing the statement.	Signature(s) _____ To The Controller of Patents, The Patent Office, at _____		

Note: Every patentee and every licensee (exclusive or otherwise) is required to file this Form, where a patent is granted to two or more persons, all such patentees may file this Form jointly; however, each licensee shall file this Form individually.

## ■新様式の評価及び今後の課題

新様式への変更は、報告書作成に伴う手続上の負担を相当程度軽減し、また、秘密情報の開示範囲を限定するものであることから、インドの知財業界や日系企業において、概ね好意的に受け止められています。

他方、①対象となる複数の特許に紐づく収益や価値は、概算であっても算出及び開示は困難である、②強制実施権の発動可能性も考えると、依然として実施していない場合の理由の記載が悩ましい、といった問題点が指摘されています。

実施報告制度は、インド特有の制度であり、十分な知見を有していない日系企業も少なくありません。新様式の運用は、まだ始まったばかりであり、現地の法律事務所のアドバイスも一様ではないようです。インドでは、日本とは異なり、精緻なガイドライン等により法令の解釈や運用を施行時に確定的に提示することは稀であり、施行後に実際の利用者の意見を取り入れながら、少しずつ法令の解釈や運用を固めることが一般的です。今後も、日系企業にとっては、実務の運用状況を踏まえ慎重に対応することが期待されます。

【表】旧様式と新様式の比較

	旧様式	新様式
報告義務者	特許権者及び実施権者	
1つの報告書の特許数	1特許	複数の関連特許
実施に係る数量及び価格	数量及び価格の記載必要	概算の収益／価値の記載必要
不実施の場合の理由	必要	
実施権の情報	必要	不要
公衆の需要に関する情報	必要	不要

## 筆者紹介

### 小川聡（おがわさとし）

TMI総合法律事務所京都オフィス所属。京都大学大学院生命科学研究所博士課程修了。博士（生命科学）。2008年弁護士登録。2011年から2014年にかけて、インド・ニューデリーの法律事務所勤務。バイオ・ヘルスケア分野に加え、インド法務全般に関与。